

県立高校新入学生への学習端末(タブレット・PC等)の公費負担を求める意見書

国が推進する「GIGAスクール構想」は、当初義務教育課程においてICT利活用の推進が行われてきた。しかし、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」では、「高等学校段階を含む各教育段階においてICT化・オンライン化を推進し、誰ひとり取り残されることのないよう、デジタル社会にふさわしい対面指導とオンライン・遠隔教育のハイブリッドによる新しい学び方を実現していく」とした。これを受け、文部科学省は各都道府県教育委員会に対し「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等のICT環境整備の促進について（通知）」を发出した。それらの方針を受けた沖縄県教育委員会は、令和4年度に県立高校へ入学する生徒・保護者に対し、県が推奨する学習端末（タブレット・PC等）（以下「学習端末」という。）を保護者負担により購入することを県教育委員会のホームページ上で通知した。

新年度に県立高校へ入学する生徒は中学校において「GIGAスクール構想」の環境下での学習を経験しており、今後もそれらの学びを継続し、情報活用能力等の向上を図る必要があるとしている。小中学校における「GIGAスクール構想」では学習端末は公費で確保され、各市町村においては全ての児童生徒が同じ型の学習端末を使用し、少なくともハード面では平等な教育を担保することができた。しかし、現時点では県教育委員会から学習端末についての推奨端末は提示されておらず、新入学生オリエンテーション時に初めて提示されることになる。推奨端末を指定ECサイト（インターネット上の販売）で購入する場合は助成があるとしても、保護者の負担は少なくない。県教育委員会は保護者負担での購入であれば卒業後もその学習端末を活用できるとするが、現在のICT環境から考えるとすぐに次世代の端末・ソフトウェアに更新されることが予想され、卒業後に必要とする機能等に差異が出れば効果的に活用できないことも十分に考えられる。また、卒業後も使用できる学習端末であるならば、県が学校備品として購入することで新入学生に貸与し、卒業後は返還させ、次の新入学生に貸与するというサイクルを行えば学年間での格差も少なくなるものと思料する。国が推進する「GIGAスクール構想」の拡大実現のためであれば、安易に保護者に負担を強いるのではなく、未来を担う高校生の学びを国の責任において守っていくことこそが求められている。

以上のことから、私たち名護市議会は未来を担う子どもたちの学びを保障し、希望ある社会を子どもたちに届けるために、下記について強く求める。

記

- 1 国は、GIGAスクール構想の高等学校への拡充に必要な予算措置等を行うこと。
- 2 沖縄県は、令和4年度県立高校新入学生の学習端末購入に係る保護者負担を撤回すること。
- 3 沖縄県は国の予算措置を待たず、公費によって学習端末を学校備品として購入し、在学中は無償貸与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、沖縄県知事、
沖縄県教育委員会教育長